

野外焼却は法律で禁止されています！

「近所でごみを燃やしている臭いがする」、「煙で窓が開けられない」、「洗濯物に臭いが付いてしまった」など、ごみの野外焼却に関する苦情が市に多く寄せられています。

ごみの野外焼却は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により一部の例外を除いて禁止されています。産業廃棄物だけでなく、家庭から出る生ごみや枝木などの一般廃棄物も同様に野外で焼却することはできません。

ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘っての焼却などのほか、一定の構造基準を満たしていない焼却炉を使用して焼却をすると、煙や悪臭などで近隣住民のみなさんの日常生活に迷惑がかかったり、ダイオキシンなどの有害物質を発生させる原因となるためです。

みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくためにも、ごみはきちんと分別するようにし、決められた方法で処分するよう、徹底をお願いします。

なお、つぎのような焼却は一部の例外として禁止されていませんが、煙などの発生によって近所迷惑となる可能性がありますので、やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに注意を払うなど、周辺環境に十分配慮するようお願いいたします。

- ・どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
- ・稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉での焼却
- ・落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。

幸手市指定ごみ袋に使用するポリエチレン原料が変更になりました！

幸手市では、家庭系の燃やせるごみ用指定袋の原料の一部を変更し、これまでの石油由来100%のポリエチレン製をやめ、植物由来プラスチックである、「バイオマスポリエチレン」を配合したごみ袋を採用しました(石油由来90%、植物由来10%)。

また、袋に植物由来プラスチックを使用する旨を記載し、バイオマスマークを表示しました。環境省も、燃やせるごみ用指定袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックを使用するよう取組みを進めるとしています。



問合せ 環境課 ☎ (48) 0331・FAX (48) 2226

春日部税務署からのお知らせ

【所得税の確定申告の相談・申告の受付】

期間 2月17日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時(受付/午前8時30分～午後4時)

※土曜、日曜、祝日は除く。

※還付申告は1月6日(月)から行えます。

※春日部税務署では、2月24日(月・振)、3月1日(日)にも確定申告の相談・受付を行います。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

内容 確定申告書の用紙の配布、申告相談、確定申告書の収受、納付相談

【医療費控除を適用されるみなさんへ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容について確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

【公的年金等を受給されているみなさんへ】

▼確定申告不要制度のお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されません。

▼住民税の申告は必要な場合も

確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。住民税申告書の作成方法などの詳細については、市役所税務課へお問い合わせください。

問合せ 所得税の確定申告について/春日部税務署個人課税部門 ☎ 048(733)2111
住民税申告について/税務課 ☎ (43)1111 内線134・FAX (43)1125

* 市内小・中学校の入学説明会および卒業式・入学式

市内小・中学校の入学説明会および卒業式・入学式の日程が決まりましたのでお知らせします。

問合せ 総務課 ☎ (43) 1111 内線 626・FAX (43) 3188

学校名	入学説明会		卒業式		入学式	
	日にち	受付/開始	日にち	受付/開始	日にち	受付/開始
幸手小学校	2月7日(金)	9:40/10:00		8:50/9:30		12:50/13:30
権現堂川小学校	1月31日(金)	9:30/10:00		8:50/9:30		12:50/13:30
上高野小学校	2月5日(水)	9:00/9:30		8:50/9:15		12:50/13:30
吉田小学校	2月4日(火)	9:20/9:30		8:50/9:25		13:00/13:30
八代小学校	1月31日(金)	9:10/9:30	3月24日(火)	9:00/9:25		13:00/13:30
行幸小学校	2月5日(水)	9:40/10:00		9:00/9:30	4月8日(水)	12:45/13:30
長倉小学校	2月4日(火)	9:45/10:00		8:45/9:15		12:50/13:30
さかえ小学校	2月13日(木)	13:30/13:50		8:50/9:20		12:45/13:30
さくら小学校	2月5日(水)	9:40/10:00		9:00/9:30		13:00/13:30
幸手中学校	2月3日(月)	13:30/14:00		8:30/9:15		8:20/9:15
東中学校	2月7日(金)	13:40/13:55	3月13日(金)	8:50/9:30		9:20/10:15
西中学校	2月7日(金)	14:00/14:15		8:30/9:20		8:30/9:15

所得税の還付申告はお近くの税理士事務所でも行えます

お近くの税理士事務所でも所得税の還付申告の相談や確定申告書の作成が無料でできます。税務署への提出は行いませんので、ご自身で提出してください。

期間 2月3日(月)～2月14日(金)

午前9時30分～正午、午後1時～4時

※土曜、日曜、祝日、2月4日(火)は除く。

対象 つぎのいずれかの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や給与・年金以外の所得がある人などを除く)

- ①年金を受給している人
- ②給与所得者で医療費控除を受ける人
- ③年の途中で退職または就職した人で年末調整が済んでいない人

用意するもの

- ①令和元年分給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収税額のある人のみ)
 - ②申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの
 - ③社会保険料の控除証明書、生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ)
 - ④医療費の領収書(1年間分の合計額を事前に計算)、医療費通知(健康保険組合から郵送される書類)、保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)
 - ⑤申告書作成後、直接税務署へ持参する人は、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険被保険者証など)
- ※還付金を振り込む預金の口座番号等(申告者名義のもの)のメモをしてきてください。

※相談内容により無料とならない場合もありますので、必ず事前に各税理士事務所、または事務局に内容や時間などをお問い合わせください。

問合せ 税理士会春日部支部事務局 ☎ 048(738)7470 ※午前9時30分～正午、午後1時～4時